

第36回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年9月20日(火) 10:30～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員

経済産業省 原子力損害対応室

西田企画官

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

小川室長

内閣府

中村参事官、山口上席調査員

4. 議 題

- (1) 東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害賠償の状況について(経済産業省、東京電力株式会社)
- (2) 我が国のプルトニウム管理状況について
- (3) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張報告について
- (4) 新大綱策定会議・研究開発専門部会の構成員について
- (5) その他

5. 配付資料

- (1-1) 東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害賠償の状況について(経済産業省資料)
- (1-2) 福島第一原子力発電所事故および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて(東京電力株式会社資料)
- (1-3) 保障ご相談のフロー(東京電力株式会社資料)
- (1-4) 主な損害項目における補償基準の概要(東京電力株式会社資料)

- (1 - 5) 新組織体制 (東京電力株式会社資料)
- (2) 我が国のプルトニウム管理状況
- (3) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張報告について
- (4) 新大綱策定会議・研究開発専門部会の構成員について
- (5) 原子力委員会新大綱策定会議 (第 6 回) の開催について

6. 審議事項

(鈴木委員長代理) それでは、第 3 6 回の原子力委員会定例会議を行います。

きょうは近藤委員長と尾本さんが I A E A に行っておられるので、3 人で頑張りましょう。

きょうの議題は、1 が、東京電力株式会社福島原子力発電所事故による原子力損害賠償の状況について。2 が、我が国のプルトニウム管理状況について。3 が、私の海外出張報告。4 が、新大綱策定会議・研究開発専門部会の構成員についてということですが、以上でよろしいですか。

それでは、1 番目の議題です。東京電力株式会社福島原子力発電所事故による原子力損害賠償の状況についてということで、経済産業省資源エネルギー庁の原子力損害対応室の西田企画官、それから東京電力株式会社の福島原子力補償相談室の小川室長よりご説明いただきます。よろしくをお願いします。

(西田企画官) 原子力損害対応室の西田でございます。

最初に、資源エネルギー庁から全体の概要についてご説明させていただき、その後、東京電力からより詳しいご説明をさせていただければと思います。

それでは、資料 1 - 1 に基づいてご説明をさせていただきます。表紙を 1 枚めくっていただきまして、東京電力による損害賠償の仮払いの状況です。これまで東京電力からは 3 0 k m 圏内の避難住民の方に対して 1 世帯当たり 1 0 0 万円、それから 7 月 2 5 日以降には、避難状況に応じて同じく避難住民の方々に対して追加補償として避難状況に応じ月 1 0 万円～ 3 0 万円を支払っているところです。

また、農林漁業者に対しましては、出荷制限を受けて被害を受けられた方の損害額の 2 分の 1 の仮払い、また同じく農林漁業者の風評被害を受けられた方につきましても損害額の 2 分の 1 の仮払いが行われたところです。

また、3 0 k m 圏内の中小企業の方々に対しても、損害額の 2 分の 1 の支払いを仮払いとして実施してきたところです。

仮払いの状況としては、避難住民の方々に対しては9月15日までに、約5万6,000世帯に対して522億円、追加補償につきましては約15万名の方々に約400億円を支払っております。

また、農林漁業者については、出荷制限により被害を被った6県の農業団体、これは茨城、栃木、福島、群馬、千葉、神奈川、それから3県の漁業団体、これは茨城、福島、千葉ですけれども、計165億円。また、個別請求分として4億円で、あわせて168億円を支払っております。

農林漁業者の風評被害については、9月15日までに5県の農業団体、茨城、栃木、群馬、千葉、福島に対しまして63億円、また、中小企業については、これまで約7,000社に対して81億円を支払っており、9月15日現在、合計1,234億円の仮払いを実施しております。

続きまして1枚めくっていただきまして、今後の東京電力の本払い、それから国の仮払いについてです。東京電力については、8月5日に原子力損害賠償紛争審査会が中間指針を出したことも踏まえ、8月30日に本払いの賠償基準を発表しているところです。個人分については9月12日に請求書を送付、それから法人等については9月中に請求書の送付が行われ、10月中にできるだけ早く支払いを開始する予定です。

また、国におきましても「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に係る法律」、いわゆる仮払法と申しておりますけれども、これに基づいて9月中に福島、茨城、栃木、群馬の中小企業者に対しまして観光風評被害に対する仮払いの受付を実施する予定です。今回、観光風評を選んだ理由ですけれども、これはほかの損害と違い、寄与率の算定等支払いまでの調整に時間がかかる可能性があること。一方で、これは簡易な算定基準によって支払いが可能な損害であることから今回観光風評被害というものを対象にして実施をする予定です。

この国の仮払いについては、今後東京電力による本払いの損害賠償の支払い状況、また被害者や被害産業の実情等を勘案いたしまして、今後必要に応じて対象となる損害の範囲を見直していく予定です。

私からは以上です。

(小川室長)引き続きご説明申し上げます。東京電力福島原子力補償相談室の小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

お配りいただきました資料の1-2から1-5に従ってご説明申し上げます。この資料、1-2の別紙として1-3から1-5までがあるという位置付けでございます。

1-2の資料でございますが、まずもって今回の福島第一原子力発電所事故によりまして、地元福島県をはじめ、広くは日本全体に大きなご迷惑ご心配をおかけしておりますことを、この場をお借りしましておわび申し上げます。

先ほど資源エネルギー庁様のほうから私どもがこれまで行ってまいりました仮払いのお話を中心にご説明いただきましたが、私がお話し申し上げますのは今後、もう既に一部始まっておりますけれども、いわゆる本賠償についてのご説明でございます。この8月30日付の資料1-2はこの8月30日に公表した資料でございますが、本賠償のお話をご説明しておりますけれども、中心といたしましては避難をされておられる個人の方々に対する本賠償を中心にご説明した資料でございます。

ちなみに、個人でいらっしゃるにしても事業主としての被害あるいは法人の被害、これにつきましては近々改めて公表させていただく予定になっております。

この1ページの2段落目でございますけれども、本賠償を実施するに当たりましては、8月3日に原子力損害賠償支援機構法を成立していただきました。さらにその翌々日の5日に、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会におきまして、原子力損害の範囲の判定等に関する指針の中間指針を決定、公表いただいております。このような条件の中で、私どもが本格的な賠償をさせていただく外部的な環境が整ったということで、この8月30日に発表させていただいたものでございます。

まず、本賠償の概要でございます。これは別紙1、資料でいきますと資料1-3を横目に見ながらご説明申し上げますと、まず、当社から被害を受けられた方々に請求書類一式をお送りし、それを受けまして、その請求書用紙に必要事項をご記入いただき、弊社に送り返していただくというところから手続が始まるわけでございます。

それで、当社に送り返していただきました請求書類を拝見させていただきながら、わからないこと、あるいはエビデンス等につきましてご相談したいこと、そういったことがあります場合は私どもから被害者の方々、ご請求者の方々にご相談をさせていただきながら、不明な点をなくしていきまして、最終的に補償金のご請求に対するご回答を申し上げ、その中身につきまして合意いただきますればお支払いすると、このような手続をとることになっております。

この本紙の(1)の②で書いてございますけれども、ご請求いただく損害項目が複数ある場合が多分普通であろうと思っておりますけれども、ある項目については合意に至り、ある項目については合意に至らないという場合には、合意された項目のみ先にお支払いをさせていただ

きまして、合意に至らなかったものについてはまた後ほど改めて交渉させていただくと、このような考えでおります。

次の(2)でございます、対象期間といたしまして、大変残念なことながら、まだ福島第一原子力発電所の事故が収束しきっていないといったこともあり、損害が引き続き発生し続けているという現状でございます。今回ご案内いたしましたご請求につきましては、事故が発生いたしました3月11日からことしの8月末日までに区切らせていただきまして、その間に生じた損害について交渉、お支払いするという位置付けにさせていただいております。引き続きまして、発生し続けている損害、あるいは先ほど申しましたこの期間の損害であっても合意に至らなかった項目につきましては、その後3カ月ごとに改めてまたお支払いするというそういうやり方をとらせていただきたいと思いますと思っております。

そのイメージが先ほどごらんいただいた別紙1の裏側でございます。3月11日～8月31日までのもの、これを今回ご請求いただくことになってはいますが、これでご請求漏れのもの、あるいは合意に至らなかったものにつきましては、その後9月1日～11月末日の3カ月間に確定した損害をともに再度ご請求いただき、交渉させていただくと、このようなイメージで進めさせていただきたいと思っております。

本紙のほうを1枚めくっていただきまして、今後のスケジュールでございますが、9月12日に既に請求書用紙を発送しておるところでございますけれども、もう既に送り返していただいているものも本日の時点でございます。早ければ10月の早い段階でお支払いを開始してまいりたいと思っております。

先ほど冒頭に申し上げましたが、法人及び個人事業主の方々に係る損害項目に対する賠償につきましては、さまざまな事業に対応した請求書用紙あるいは請求のご案内を現在急ぎ整備しているところでございます。本年9月中、今月中の発送を目途として改めてお知らせしたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、明日9月21日にこのスケジュール、概要について改めて発表させていただきたいと考えております。

次に、当社の定める補償基準でございます。ご承知のとおり、紛争審査会でお定めいただきました中間指針は、どのような項目の損害が損害賠償の対象となるかといったようなことをかなり詳しくお書きいただいておりますけれども、さらにどのように、あるいはその計算、含まれている損害の中身の考え方、そういうところまでは記載されておりますけれども、ではそれをどう積算するか、あるいはどのようなエビデンスを求めていくかということにつきましては、やはりさらに細かく定める必要がございます、私どものほうで補償基準という

ものを作成いたしております。

この資料1-4、A3の資料、これがそれに該当するわけでございます。この4ページあるうちの1ページ目が既にお送りしております避難をされている個人の方々に対する賠償項目、それから2ページ以降が、明日改めて発表させていただきます法人ないしは個人事業主の方々に対する損害項目についての補償の考え方を示しているものでございます。

またこちらの資料1-2にお戻りいただきますが、補償基準の主な考え方といたしまして、まず宿泊費など、損害に対する補償をご請求いただく際は、原則として、領収書等の必要書類を確認させていただきまして、実費をお支払いさせていただくことになっております。なお、一定額を上回るご請求については、具体的なご事情も確認させていただいた上で、補償額を協議させていただくことがありますと記してございます。これはどういうことかといいますと、宿泊費、これにつきましては一応8,000円までにつきましてはお示しいただきました領収書どおりの金額を無条件でお支払いするということになっておりますけれども、それよりも高い領収書をご提示いただいた場合、例えば1万円とか2万円とか、そういった領収書をご提示いただいた場合に、そのような比較的高額の宿泊費がかかった理由をお尋ねし、確認させていただいた上でお支払い額を決めさせていただくということでございます。

一方、②でございますけれども、精神的損害ですとかあるいは自家用車を利用した交通費等、損害額を証明する、または領収書等をご提示いただくということが難しい請求項目が結構あるわけでございます。こういったものにつきましては例えば交通費であれば県内の移動であれば1回当たり5,000円という標準を定めまして、領収書のご提示がなくても移動したという実態をお示しいただければ、領収書なしでも5,000円をお支払いすると。そういったことで被害を受けた方々の証明のお手間をできるだけ緩和するという工夫もいたしているところでございます。

あと、(2)の下の方でございますけれども、今回中間指針でお示しいただいた項目のうち基準をお示しできなかった項目がございます。これはまず1つは、政府による避難等の指示に係る損害における財物価値の喪失又は減少、もう1つがその他における地方公共団体等の財産的損害等でございます。これにつきましては、残念ながらまだ20km圏内とお戻りいただけない状況が続いている中で、この損害、財物価値の損失、減少についての判断基準を作成するに資する資料がなかなか集まっていないという実態もございまして、これはそういった積算が可能になる、あるいは帰宅が開始するという段階になりますれば、必要に応じてまた基準を設けていくわけでございますけれども、現時点でお示しできていないという

ことをご説明しているものでございます。

3 ページにお移りいただきまして、中間指針で示されていない損害項目、これはもう少し正確に申し上げますと、中間指針でこれは明らかに相当因果関係があるとまでは明示されていないという損害項目のことでございます。これにつきましても、一般的な記載記述としては指針にも示されておりますけれども、要は原子力損害賠償法に基づきまして、当社のこの原子力事故と相当因果関係が認められる損害につきましてはお支払いしていくというべき性質のものでございますので、中間指針ですとかあるいは当社の補償基準等を踏まえて、本補償の協議はさせていただきたいと考えております。

それから、仮払補償金の取扱いでございます。これは先ほど資源エネルギー庁様のほうからご説明いただきましたけれども、本賠償の受付開始に並行いたしまして、仮払補償金の受付を終了させていただくということをご説明したものでございます。

最後に、本補償の体制でございます。9月の頭現在で、弊社の社員が700名、あと委託関係の方で約500名程度、1,200名規模で補償相談業務を実施してまいりましたけれども、先ほど来ご説明申し上げます本賠償、これは数といたしますと予想もつきませんけれども、40万とも50万ともいうご請求者の方々にご対応してまいるということでございます。10月を目途に体制強化を今図っているところでございます。お配りしております資料1-5、別紙3でございますけれども、今組織体制等、あるいは今後の体制ということで人数を下のほうに記しております。下のほうの人数でまいりますと、9月頭現在で1,200名規模でございましたが、ここにごございますように、10月の本格運用開始の時点で6,500名ということで、人員の強化を図っているところでございます。社員の規模でこの6,500名のうち約3,000名を社員で充てるということを考えております。

組織につきまして、その上のほうに書いてございますけれども、今現在ある組織、本店にいわゆるコールセンターというもの、あるいは各地域に福島ですとか柏崎といったところに補償相談センターというものを設けておりますけれども、まず補償運営センターという請求書等の発送や受領あるいはそのお送りいただいた内容の確認をさせていただくそういった部署、さらには協議してお支払いの手続をとる、そういった手続を進める補償運営センターというものを新設するほかに、地域の相談センターにつきましても今現在福島の4カ所、柏崎に1カ所、あとは弊社の営業エリアでございます栃木県、群馬県以南といいましょうか以西といいましょうか、にはほぼ対応する形でセンターを設けておりますけれども、10月1日付けで東北地方の福島以外の各県に対応するところの東北補償相談センターというものも設け

る計画になっております。

大変雑駁なご説明でございますが、以上でございます。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

それでは、秋庭委員。

(秋庭委員) ご説明ありがとうございます。幾つか確認させていただきたいことがあります。経済産業省の方にお伺いさせていただきます。最初に、1ページのところの損害賠償の仮払い状況で、30km圏内の100万円の仮払いということをお伺いしました。これは確認なんですけれども、飯舘村と計画的避難区域や、それからその後伊達市や南相馬の一部など特定避難推奨地点など、そちらの方たちにはこの仮払いがなかったのかどうかということが1点です。

それから、もう1つは、今回の本格的に損害賠償する範囲ですが、これも30km圏内になるのか、それよりも遠くの方でも避難なさっている方がいらっしゃると思いますが、その範囲についてお伺いさせていただきます。

(西田企画官) まず本払いのほうですけれども、こちらは特に範囲は制限ございません、実際に被害を受けて避難されたような方も含めまして、すべて本払いは対象にしています。

それから、避難準備地域の後から追加された避難準備地域の方々の仮払いでございますけれども、これは。

(小川室長) ホットスポットといわれているようなところは多分始めていないと思います。本賠償が始まりますので、そちらのほうでご請求いただくということになると思います。仮払いはあくまでも本賠償のご請求いただいた場合にその本賠償の賠償額に充当させていただくという位置付けで、とり急ぎまして避難の状況から見て、急いでお金が必要だということで仮にお支払いしているものでございますので、最近になって避難をされている方々はこのニーズがございません。一方で先ほど申しましたように本賠償が開始いたしますので、損害は本賠償のほうで賠償させていただくということで考えております。

(秋庭委員) ありがとうございます。ただ、飯舘村のようなところは随分早かったような気がしますが、もう少し早く仮払いしてあげればよかったのというような気がいたします。

一番お伺いしたいことは、つい先日双葉町の町長さんが、本賠償の請求に当たって説明書が60ページもあって、それを理解し、また請求することが非常に困難な作業であるという理由から、ストップさせたと報道されています。このことに対してどのように対処するのか。皆さん大変な状況の中でこの請求についてはきちんと補償すべきものですが、またそのこと

について各作業についても、高齢者の方もいらっしゃいますいろいろな状況の方がいらっしゃいますので、その点について今後どのように対処なさるのか、お伺いいたします。

(小川室長) すみません、まず飯舘村につきましては、その避難にかかる地域に指定された段階で仮払いをしております。

それから、双葉町の件につきましてはまことに申しわけないといえますか残念なことでございます。現地におきましてブース等を設けまして、避難所に集まっておられる猪苗代のほうと、それから双葉町の方はもう1カ所埼玉県旧騎西高校というところはかなりの方がまだ避難されておられますけれども、そちらでは実はご説明会を開始して、いろいろなご疑問にお答するということを実は始めていたところだったわけでございますけれども、このようなことになってしまいました。

説明書につきましては、ご請求の漏れがないようにということで、しかもできるだけご理解いただきやすくと考えて平易な言葉を使ったというつもりでおります。これも異論も一部あるところがございますけれども。そのためかなり大部になってしまって、見るからにもう読む気がなくなってしまうような分厚いものになってしまったということは大変残念に思っております。

それで、1つは先ほども申し上げましたが、とにかくどんどんご説明をする、説明会を開催する、あるいは個人のお宅に出向いてご説明する、あるいはお電話をいただければ丁寧にご説明するということは既に始めているところがございますけれども、例えばこの比較的厚い請求書のどのあたりをどう読めばいいかということ、一緒にお送りしているもので例えばダイジェスト版みたいなものもあることはあるんですけれども、もう少しさらにわかりやすくこの書類を参照いただけるような何か工夫はできないかということで今検討しているところでございますので、申しわけございませんが、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

(西田企画官) 資源エネルギー庁でございます。ただいまご指摘いただいた点につきましては資源エネルギー庁も大変問題意識を持っております。例えば原則領収書に基づいて請求をするというようなことにつきましても、請求者の方からするとその領収書がないと支払ってこないんじゃないかと、そう思われている方もいらっしゃいます。東京電力はそういった点については柔軟に対応すると言っておりますので、請求者の方々にきちんと伝わるように簡易に説明していただく。あるいは地域に入っていく形で東電から請求者の方にご説明をしていただくようなことを我々としても求めているところです。

(秋庭委員) ありがとうございます。ぜひその点をよろしくお願いします。多くの社員の方やまたそのほかの方々に本当にマンツーマンのように丁寧にご対応なさっているということが今のご説明でよくわかりましたが、さらに丁寧によろしく願いいたします。

(鈴木委員長代理) 大庭委員、どうぞ。

(大庭委員) きょうはご説明ありがとうございました。少し細かいことですが、確認させていただきたいことがあります。今回の中間指針の中で指摘されている項目の中で、東電が今回基準を示していない項目があるということが、資料第1-2の2ページ目の最後にあります。政府による避難等という第3と、第10、その他とあります。一方で、資料1-1の、こちらは資源エネルギー庁の資料の中での3ページ目のところでは、例えば今回示されていない、検討中で今回は基準が示されていないものはイタリックになっています。ところが、資料1-1と、資料1-2の項目の内容が合っていません。これは果たしてどういうことなのかというのが一つ目の質問です。

もう一つ、非常に細かく補償基準の概要が示されている資料1-4の中に、資料1-1で示されている3ページの「その他の各種給付金等と損害賠償金との調整について」、の内容についての記載が全然ないんですね。放射線被ばくによる損害と、それから地方公共団体等の財産的損害等ということにつきましては、資料第1-4の最後のページの最後のほうに、放射線被ばくによる損害について、それからその他として地方公共団体等の財産的損害等ということで、今後検討しますとありますが、各種給付金等と損害賠償金との調整についての記載が見当たらないんです。もしかしたら見落としているかもしれないんですけれども、この各種給付金と損害賠償金との調整ということについてももう少しご説明をお願いします。それから、今どのような検討が行われているかということについてもお話しいただければと思います。

(西田企画官) それでは、資源エネルギー庁のほうからご説明をさせていただきます。今回の東電の本払いの中で検討中とあるものでございますけれども、これにつきましては8月30日のプレス公表の段階ではまだこの算定基準がはっきり示さなかったものでして、そこにつきましては東電の中で引き続き検討中です。

(小川室長) 先ほどご説明しました資料の1-2でこの2つしか触れておりませんのは、特に今おっしゃった農林水産物の就労不能とか、あるいはその他政府指示による就労不能、これは実は明日公表させていただきます事業関係のほうのお話でございましたものですから、この資料1-2からは抜けているということでございます。

(大庭委員) 資料1-2で放射線被ばくについても抜けているのはどうしてですか。

(小川室長) その他のところでございますね。

(大庭委員) はい、その他のところですか。それから、各種給付金等の損害賠償金との調整についても抜けているんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

(小川室長) 1-2に書かなかったというのは……

(大庭委員) たまたま抜けてしまったというならそれはそれでいいんですが。

(小川室長) そうですね、抜けてしまったということかもしれませんね。かもしれないという言い方は大変失礼な言い方ですが。まだ現実にこのような損害が起きていないという、少なくとも私どものほうにそういった情報がないということで。この別紙2、資料でいいますと1-4のほうには改めてご案内させていただきましますと書いてございますけれども、それがその資料1-2に書かれるべきであるということということであるとすれば、これは単純な書き落としでございますので、特に大意はございません。申しわけございません。

(大庭委員) はい。各種給付金等と損害賠償金との調整についてお願いします。

(西田企画官) それにつきましては基本的にまだ算定基準が検討中ということであって、賠償の対象にしないということではございません。賠償の対象にはなりますが、まだ現時点で算定基準が明らかでないというような趣旨です。

この給付金との調整と申しますのは、東電からだけではなくて、政府側からもいろいろな被害に対して給付金あるいは補助金というのが出ておりますので、これを被害者が受け取った場合、後から東電が賠償するものとはかぶらないように、調整をするということです。

(大庭委員) 国からと東電からの別個として考えるのではなく、かぶらないようにするというのはどういう意味でしょうか。

(西田企画官) すみません、同じ被害に対して二重の支払いにならないように、そこは二重の支払いになってもいいものもありますけれども、そうじゃないものについては後から清算するということです。

(大庭委員) では、そういうことの整理も含めてと考えてよろしいですね。

(西田企画官) はい、そうです。

(鈴木委員長代理) 今のもう一度確認させてください。窓口は1本なんですよね。だから、国からいくということはあるんですか、損害賠償。

(西田企画官) 損害賠償ということではなくて、被害を受けられた方に対しまして例えば農業被害に対して、農林水産省からいろいろな補助金が一時的に出たりいたしますので、そうい

ったもののお金と、東電から出るものの調整という形になります。

(鈴木委員長代理) 調整ということは、国からそういう補助が出た場合には損害賠償から引くということですか。

(西田企画官) 例えば、これはまだ最終的にどうするかは決まっておられませんけれども、国から補助金を受けたものについては、被害者がその分を引いて東電に請求する代わりに、国が東電に対して賠償請求する、求償するとかそういうようなこともありますので、そういったことの調整の仕方を今後検討しなければならないということです。

(鈴木委員長代理) わかりにくい。

(大庭委員) わかりにくいということもそうですが、それに加えて少し疑問なのは、ある被害について国も補償するといっているかつ東電も補償するという場合、それらの調整の必要は余りないんじゃないかという気もするんですが。その辺のことも含めて多分今後検討すると思いますので、要は被害を受けた方々が十分に補償されることが大事ですから、そのあたりのことを念頭に置いた上での検討をお願いしたいと考えています。

(鈴木委員長代理) では、その点を明確にさせていただくようお願いいたします。それから、先ほどの秋庭委員からもお話もそうですが、被害者の方々ができるだけわかりやすく検討できるように資料の修正もさせていただくということで確認させていただいてよろしいですかね。

はい、ありがとうございました。

それでは、この議題はこれでおしまいにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

次の議題をお願いいたします。

(中村参事官) それでは、2番目の議題でございます。平成22年における我が国のプルトニウム管理状況について、事務局にてとりまとめましたので、山口上席調査員から説明いたします。

(山口上席調査員) それでは、お手元の資料第2号に沿ってご説明いたします。我が国のプルトニウムの管理状況でございますけれども、これは毎年定例的に9月に公表しているものでございます。

その趣旨、目的でございますけれども、プルトニウム利用に関しましては、その利用の透明性の向上を図ることにより国内外の理解を得ることが重要であるという認識に基づきまして、平成6年より毎年このプルトニウムの管理状況を公表してきているところでございます。

プルトニウム管理状況につきましては2ページ目以降に、特に付記のない限りはプルトニウムの重量をkg単位で示してございます。2ページ目以降の各欄の数字に続く括弧には昨年度、平成21年末の同欄における公表値を記載してございます。

3つ目、公表データにつきましては、国内に保管中の分離プルトニウムというものを示してございます。これは再処理施設で分離されてから原子炉に装荷されるまでの状態のプルトニウムを指します。基本的に以下の3つのものが含まれてございます。1つは、再処理施設において分離・精製工程中の硝酸プルトニウムあるいは混合転換工程中や貯蔵容器に貯蔵されている酸化プルトニウムでございます。2つ目としましては、燃料加工施設のものでございますけれども、原料として貯蔵されている酸化プルトニウム、試験及び加工段階にあるプルトニウム、それと新燃料の製品でございます。3つ目としましては、原子炉施設等、これは常陽、もんじゅ及び実用発電炉において新燃料として保管されているもの、それから大学・研究機関の研究開発施設において研究用に保管されているプルトニウム及び臨界実験装置用の燃料でございます。

そのほかに、海外に保管中の分離プルトニウムということで、英仏に事業者が再処理を委託し、既に分離されてはいますけれども、まだ我が国に返還されていないものを指します。これらは原則として海外でMOX燃料に加工され、我が国の軽水炉で利用されるということになってございます。

具体的には次のページをご説明いたします。まず国内に保管中の分離プルトニウムでございますけれども、再処理施設につきましては上段の欄でございますが、日本原子力研究開発機構JAEAの東海再処理施設におきまして分離されているものが、プルトニウム総量としましては753kg、このうち核分裂性プルトニウムは500kgでございます。それと、六ヶ所村の日本原燃の再処理工場につきましては3,610kg、このうち核分裂性については2,347kgで、合計しますと4,362kg、核分裂性は2,847kgとなっております。

それと燃料加工施設でございますけれども、現在我が国でプルトニウムの加工施設としましてはJAEAの東海施設でございます。ここで合計としまして3,365kg、このうち2,334kgが核分裂性となっております。

それと、原子炉施設等につきましては、常陽、もんじゅ、実用炉、研究施設にそれぞれ分けて記載してございますけれども、合計としましては2,208kg、このうち核分裂性プルトニウムは1,549kgとなっております。

この原子炉施設等につきましてさらに詳細なものを、4ページに参考1ということで示してございます。ここに保管中のプルトニウムということで分離プルトニウム、それぞれの施設における保管状況を示してございます。

2ページ目に我が国における分離プルトニウムの保管総量としまして、9,936kg、このうち核分裂性プルトニウムとしましては6,730kgです。括弧内の昨年度と比べますと若干減ってございますけれども、これは核減損等によってほぼ減った分でございます。

それと、海外に保管中の分離プルトニウムにつきましては、昨年度までは再処理契約に基づきまして正式な通知ということで核分裂性プルトニウム量のみを記載してございましたけれども、事業者の協力をもちまして、今年度からトータルの分離プルトニウムを公表する形とすることといたしました。

具体的な数字でございますけれども、英国での回収分といたしまして、1万7,055kg、そのうち核分裂性につきましては1万1,643kgでございます。フランス分といたしましては1万7,970kg、このうち核分裂性につきましては1万1,730kg、合計しますと、海外に保管中のプルトニウムは3万5,025kgでございます。このうち核分裂性といたしましては2万3,373kg保管しているということでございます。

3ページに分離プルトニウムの使用状況ということを示してございます。昨年度は再処理自体を行っておりませんので、酸化プルトニウムの回収量としてはゼロとなっております。

(2)は燃料加工工程中での使用量ということで、これにつきましては東海のプルトニウム加工施設におきまして、高速増殖炉のもんじゅ用の燃料としまして412kgを燃料体に加工してございます。

それと、3番目としまして、原子炉施設の装荷量、これは昨年の平成22年1月から平成22年12月末までに商業用の原子炉施設に燃料として装荷したものでございますが、1,462kgを装荷したことになってございます。

具体的にどの炉にどのように装荷したかにつきましては、次のページ、4ページ目をごらんいただきます。このうち一番右の欄、装荷プルトニウムということになってございます。この装荷プルトニウムについては昨年の平成22年1月～12月にそれぞれの炉に装荷した量でございます。

次のページは参考で、国内の分離プルトニウムの増減の量を示してございます。基本的に再処理は行ってございませんけれども、再処理工場から燃料加工施設に23kg、これはもんじゅ用の燃料のためのプルトニウムを移転してございます。それから、加工施設から原子

炉のほうへの移動ということで、122kgが移動しています。これはもんじゅ用の新燃料ということで移送を行っているというものでございます。

8ページ目をごらんいただきたいと思います。これはIAEAの定めた国際プルトニウム指針に基づきましてIAEAに毎年報告してございます。その用紙でございます。先ほどの国内の保管状況につきまして100kg単位で四捨五入した数字を並べてございます。この数値をきょう確認いただけましたらIAEAにご報告したいと考えてございます。

9ページでございますけれども、これは平成21年の断面で各国IAEAに報告され、それがIAEAで公表されている分離プルトニウム、それから使用済燃料中のプルトニウムの総量を示したものでございます。先ほども申した日本の電気事業者が海外で保管しているプルトニウムにつきましては、英国、仏国の未照射プルトニウムの内数となっております。

説明は以上でございます。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

ご質問ありますか。コメントでもいいですけれども。どうぞ。

(大庭委員) 1つだけ、大したコメントではないですけれども、これだけ日本はプルトニウムを保有しているということを踏まえ、現在原子力そのものが議論されている中でも、こういったプルトニウムの管理についてはエネルギーを巡る議論の如何に関わらず今後もしっかりやっていただきたいということで、よろしくお願いします。

(秋庭委員) 3ページの原子炉施設装荷量のところが昨年に比べてふえています。これはプルサーマルと考えればよろしいですか。

(山口上席調査員) そうです。プルサーマルでMOX燃料を装荷したプラント数がふえてございますので、その分が増加したということでございます。

(秋庭委員) なるほど。今後プルサーマルについても検討されると思いますが、プルトニウムの管理についてはしっかりやっていかなければならないと思います。

以上です。

(鈴木委員長代理) よろしいですか。今回新しくなったのは、参考1ですかね。

(山口上席調査員) はい。

(鈴木委員長代理) それから、核分裂性プルトニウムだけじゃなくて、海外の保管中のものでも全量を示していただいた、電気事業者のご協力をいただきました。

(山口上席調査員) そうです。

(鈴木委員長代理) 最後に、今のお話もありましたけれども、全量を見ますと昨年度末よりも

ちょっと減っていますよね。2年連続で減っているんですけども、これは基本的にはプルサーマルでということですね。

(山口上席調査員) はい、海外で実際加工して持ち帰った分がその分減っています。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(山口上席調査員) ほとんど再処理については英仏ともほとんど終わっているというのが。若干英国分は残っているということでございますけれども。

(鈴木委員長代理) 英国は残っていますね。プルサーマルをやることによって在庫量が減少したということということですね。

(山口上席調査員) はい。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。では、今後とも透明性を高めていくということで改善をしていきたいと思いますが、今回はそういうことで、報告ありがとうございます。

では、次の議題にいきたいと思います。

(中村参事官) 3番目の議題でございます。鈴木委員長代理から海外出張報告をいただきます。お願いいたします。

(鈴木委員長代理) 9月2日から7日までスリランカに行つてまいりまして、そこで基本的には国際会議、パグウォッシュ会議の「途上国における電力選択肢」というパグウォッシュ会議に出してきました。その後各地で講演及び津波被災地の視察をして帰つてまいりました。

ワークショップですが、1ページ目の下にありますように、南アジアと東南アジアの国々の方々はかなり集まりまして、かなりハイレベルな方、例えばモルディブでは大臣そのものが来ていただいて議論したということで、大変レベルの高い議論が行われました。

次に内容が書いてありますが、おもしろかったのは、途上国でも既に民営化が進んでいるような制度を入れているということで、例えば2ページ目の第2セッションのところに書いてありますが、炭素監査システムを入れるとか、再生可能エネルギーの導入のための固定買い取り制度をかなり前から導入しているとか、規模が小さい国でもあるということもありますが、積極的に取り組んでいるなという印象を受けました。

それから、新しい概念として、その次のパラグラフのところで、社会的側面への影響ということで、ソーシャルセーフガードという概念を導入したり、我々が議論する上でも参考になるようなテーマが幾つかあったということでもあります。

それから、全体の話としては、やはり福島事故に対する関心が非常に高く、原子力の

リスクについての議論もかなり行われました。

それから、最後のところで、原子力が東南アジア及び南アジアで現実の選択肢として考えられているという議論がやはり行われてきて、福島の問題だけではなくて、自分の国の問題としても考えられている。特に近くにインドという大国がありますので、スリランカではインドの動向について非常に関心が高かったということでもあります。

それから、次の3ページにいきますが、大学の議論も同じような感じだったんですが、ここでは特に今後の事故の収束の見通し、クリーンアップの仕方というところにかなり議論がありまして、(2)の最後のパラグラフですけれども、将来のエネルギー政策の議論については冷静に議論が進められるのかとか、住民の合意を得るのが大変じゃないかとか、これもやはり我が国で議論されているようなことがやはり質問としていっぱい出ました。

それから、3番目に被災地への訪問ですが、ご存じのとおり、日本もかなり支援したんですけれども、やはり2万人以上の方が亡くなったというところで、私が行ったのは被害が少し少なかった西側の被災地ですが、それでもいまだに被災地の痕がまだ残っている。ちょっと写真を載せましたが、4ページと5ページに。被災地のところで本当は200m内のところには家を建ててはいけないということですが、住民の方々はやはり戻ってきて住みたいということで補償金をもらわなくてももとのところで生活したいという方々が結構いました。

それから、支援NGOのところについてお話を伺ったんですが、津波の以前からかなり地元根付いたNGOだったんですけれども、やはり重要なのは地元の方々と信頼関係だということで、どこの国も一緒ですけれども、なかなか政府の言っていることは信用されないということで苦労しているということでありました。民間と政府とのパートナーシップというのはやはりなかなか難しいということをおっしゃってまして、この辺が我が国ではやはり参考になるのではないかと。

最後に5ページの下のところにはバスターミナルの写真があるんですが、この下全部がなくなっちゃって、新しくその上にバス停をつくったという、これはなかなかきれいにできて珍しいです。これ以外のところはまだやはり余り復興できていないというのが現状で、7年たってもなかなか難しいということを実感してまいりました。

以上です。

何か。

(大庭委員) パグウォッシュ会議というのはそもそもは原子力発電にフォーカスしている会議ではないと私は理解しているんですけれども、これはやはり福島以降大きな流れとしてパグ

ウォッシュで扱う議題というのが変わってきていることの証左なのでしょうか、ということが1つ目の質問です。

また、スリランカで今回開催されていますけれどもアジェンダセッティングなどのイニシアティブをとったのは誰なのでしょうか、ということが2つ目の質問です。以上2点について、細かいことですが、お願いします。

(鈴木委員長代理) パグウォッシュ会議は実はもう核問題だけではなくて、かなり以前から持続可能な発展とか、特に前会長がスワミナサンというインドの方で、この方はヒューマンセキュリティとかグリーンレボリューションをやった方で、ミレニアム開発目標の対応もパグウォッシュとしてやるべきだということかなり強く推進された方です。こういう途上国のエネルギー問題、健康問題、食料、あるいはエイズとか、そういう問題への対応をパグウォッシュとしてもやっていくべきだということやってこられたということです。パグウォッシュとしても全くやってなかったわけではない。むしろ最近になって核廃絶にもっと集中すべきだという方向になっているんですが、たまたま今回は、パグウォッシュ現会長のダナパラさんがスリランカ出身ということで、彼が中心になって南アジアと東南アジアの諸国を集めてエネルギー問題をやりたいと。それはご指摘のとおり、福島を踏まえて、途上国でも原子力のことを考えるべきだということで主催したということです。

(大庭委員) 政府レベルの会議でよくあるんですけども、中央事務局がきちんとしていないようなインフォーマルな色彩の強い組織においては、議長国や議長の影響力というのが非常に大きく、それらの意思や思惑がそのときの議論に大きく影響することがよくあります。今回のワークショップに関しても同様のものと理解してよろしいですか。

(鈴木委員長代理) 今回についてはそうですね。ただ、全体の活動についてはパグウォッシュの中の話だからあれですが、必ずしも会長が全権を握っているわけではなくて、カウンセラーというのがありまして、そこで議論して決めるのと、実行委員会というのがありまして、その事務局の方が結構フルタイムで活動している。イタリアの人なんですけれども、その人たちの決定が一番重要だということです。本部からは多分お金が余り出てないと思うんですね。地元でお金を集めてやっていますから。

(大庭委員) はい。このワークショップの中の印象で、この5日のパグウォッシュ会議ダナパラ会長らとの会談の印象も織り込まれていると理解しました。

(鈴木委員長代理) そのとおりです。

(秋庭委員) よろしいですか。ソーシャルセーフガードという概念を今まで私は余り聞いたこ

とがなかったのですが、このソーシャルセーフガードについて、例えば定量的に考えるような原則みたいなものがあるとか、もうちょっと伺えるといいなと思ったことが1点です。

それから、もう1つは、大学でご講演なさいましたが、日本においても福島の事故を踏まえて今後学生さんが果して原子力を専攻するのか、人材育成ということが大きな問題となっています。こちらでお話になった大学では、学生さんたちの原子力や電気に関する取組という熱情というかそういうようなことで何か印象的なことがあったかどうかということをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(鈴木委員長代理) ソーシャルセーフガードの考え方は、福島だけではなくて以前から彼らは議論していたみたいで、例えば途上国と先進国では現状がもう違うわけですね。そこへ新しい技術が入っていったときに、それが文化とか伝統とかそういうのにどう影響を与えるかというのはかなり前から問題になってはいるんです。それらを今回の福島のことも踏まえて総合的に考えるべきではないかという提案をされたということで、定量的な評価ということでは必ずしもないです。

私の印象ですが、提案された方は、途上国は弱者という意味もあって、先進国からの売り込みが強い地域なので、そういうときに途上国の自然環境や文化への影響ということも考えてほしいということがそもそものアイデアだということだと思います。だけれども、私はこれを新しい概念として先進国でも考えていいんじゃないかと議論しました。

それから2番目は、ここの2つの大学はスリランカでも名門大学でかなりエリートが集まっているところで、原子力に対する関心は非常に高かったです。実際に原子力をやろうという人たちも何人かおられて、実は日本にも何人かの方が来られていて、日本の文部科学省の人材交流制度で来られた方が実際に先生になっておられていらっしゃるということで、そういう意味では日本との関係は非常に強いんです。だから、今回の福島の事故のことで、その交流制度自体に対するこれは継続されるんですかという質問もありましたし、現実には事故が起きる前から実は具体的な協力の内容についても議論が進んでいるものがあったんですが、そういうかなり具体的な質問がありました。

ただ、スリランカ全体でどうなのかというのはちょっとわかりません。再生可能エネルギーに対する関心も非常に高いです。特にここは石油依存が非常に高いので、脱石油を今からやらなきゃいけないということで、石炭でも天然ガスでもやりたいという意欲は非常にありますので、必ずしも原子力だけではないわけです。ただ、私が提案したポイント的には原子力に興味のある方が集まったのでそういう質問が多かったということですね。

では、よろしいですか。

では、この議題はこれで終わります。

次をお願いします。

(中村参事官) 4番目の議題でございます。新大綱策定会議、それから研究開発専門部会の構成員についてという議題でございます。私のほうから説明をしたいと思います。

まず、新大綱策定会議でございますけれども、資料5をご覧ください。原子力委員会において新大綱策定会議、会議を開催した後中断をしておりましたが、先日再開を決定しております。再開後の第1回、都合第6回目になりますけれども、その準備が整いまして、9月27日、来週の火曜日でございますけれども、9時から12時ということで、全国都市会館大ホールで開催をする予定としてございます。

それとともに、メンバーでございますけれども、これも先生方により検討がなされておりましたが、事務的な準備がここまで整いましたので、ご審議いただきたいというものでございます。それが資料第4号でございます。原子力委員会決定の案は、1ページ開いていただきまして、新大綱策定会議の構成員の案と書かれてございます。

この案でございますけれども、前回までと比べて5人増えてございまして、3人減っております。まず、上から5人目の海老原さん、それから6人目の大橋さん、それから2つ飛びまして金子さん、それから1つ飛びまして首藤さん、最後下から3人目の山口さん、この5人に新しいメンバーとして加わっていただいております。それから、今回からメンバーとして外れたらどうかということになっておりますのは、ここには名前が出ておりませんが、3名いらっしゃいます。

これが新大綱策定会議の構成員の案でございます。

それから、次のページにありますのは研究開発専門部会の構成員の案でございます。これにつきましても資料の最後のページをご覧くださいと思いますけれども、メンバーの案はこうなっております。下から3人目の森中さんが、電事連の原子力開発対策委員会の総合部会長ということでこれまでお願いしておった方が交代されて新しく森中さんが部会長になられたということでして、あて職の委員を交代するという内容になっております。

以上でございます。

(鈴木委員長代理) メンバーについて何か。よろしいですか。

では、これで決定ということでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何かその他の議題はありますか。

(中村参事官) 特にございません。

(鈴木委員長代理) では、新大綱策定会議がいよいよ来週から始まりますので、気を引き締めて頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

(中村参事官) では、次回のご案内をいたします。第37回の原子力委員会定例会議につきましては、開催日時は来週火曜日の27日でございますけれども、時間がいつもと違います。先ほどご案内しました原子力政策大綱の会議が午前中ございますので、定例会の開催時間をずらしまして、13時30分からを予定してございます。場所はこの会議室を予定してございます。

以上です。

(鈴木委員長代理) 委員から何か他にありますか。

それでは、これで会議を終わります。

ありがとうございました。

—了—